

# Yoshin-Kanri NEWS

第2号

2014年2月1日発行

## 巻頭言

2013年はアベノミクスや東京オリンピック招致の決定で明るい兆しが見えたものの、年末にかけて外交面等諸々のトラブルが起こり、改めてリスク・マネジメントの重要性を考えさせられた1年でした。

当社団法人の2013年を振り返ると、4月の一般社団法人への改組以降、活動を本格化させ、大学での寄付授業や月例勉強会を行い、当社団法人の本旨である業界の発展、会員の皆様の専門能力の向上の一助にならんと務めました。11月28日には、メイン・イベントである第1回「クレジット・カンファレンス」を早稲田の地で成功裏に開催しました。与信管理の最新トピックスを各分野の第一人者とディスカッションすることで共有し、企業再生の第一人者である松嶋英機弁護士による基調講演では、様々な情勢から今後、益々与信管理の重要性が高まる旨の熱いメッセージをいただきました。大変貴重なお話しをして

いただいた松嶋先生には、この場を借りて改めて御礼申し上げます。本会報誌第2号は、カンファレンスの特集号です。参加された方も参加できなかった方も是非今後の業務に役立ててください。

さて、松嶋先生のメッセージの通り、今後益々与信管理の重要性が内外で高まります。改組2年目を迎える2014年は、関西支部の立上げや海外との連携による活動エリアの拡大と、大学との連携の強化をはじめとした与信管理資格制度の普及の加速を行うことで、より多くの内外の業界関係者の方にご入会いただきたいと考えています。

会員の皆さん、共に業界の発展のために尽くし、2014年を飛躍の年にしましょう。



## 第1回クレジット・カンファレンス開催

当協会のメインイベントである「クレジット・カンファレンス」が、2013年11月28日早稲田大学9号館にて開催され、会場いっぱいとなる120名の会員が参加しました。

パネルディスカッションでは、与信管理に関連するホットな話題がテーマとしてあげられ、識者の説明に熱心に聞き入る参加者の姿が印象的でした。松嶋弁護士の「ポスト金融円滑化法・企業再生最前線」と題された基調講演では、企業再生の第一人者として数々の企業再生に携

われた松嶋先生ならではのお話を伺うことができました。

会場を移して行われた懇親会では、与信管理に携わる会員同士、業界の枠を超えて親睦を深めました。

第2回のクレジット・カンファレンスを、5月26日(月)に予定しています。詳細は追ってご案内いたしますので、どうぞ奮ってご参加ください。

次頁以降にカンファレンスの概要を掲載いたします。



# 第1回クレジット・カンファレンス

2013年11月28日(木) 15:00～ 早稲田大学9号館5階第一会議室

## ■ご挨拶

代表理事・会長 奥島 孝康

## ■パネルディスカッション 『与信管理・最新注目テーマ』

### テーマ

電子記録債権、ABL・動産評価鑑定、与信管理士認定試験、東南アジアでの与信管理等  
パネリスト

田中丸修一 氏 (電子債権アクセプタンス株式会社 代表取締役社長)

久保田 清 氏 (NPO法人日本動産鑑定 理事長)

末松 義章 氏 (千葉商科大学 客員教授)

古川エドワード英太郎 氏 (ストラテジック・ディシジョン・イニシアティブ株式会社 代表取締役)

大宮 有史 氏 (株式会社メタルワン コーポレート担当役員補佐審査部長)

モデレーター 専務理事 菅野 健一

## ■基調講演 『ポスト金融円滑化法・企業再生最前線』

弁護士 松嶋 英機 氏

## パネルディスカッション

### 電子記録債権、ABL・動産評価鑑定、与信管理士認定試験、東南アジアでの与信管理等

#### はじめに

菅野 健一

日本国内ではバブル崩壊からリーマンショックに至る大倒産時代を経て、各社が与信管理体制の強化を進めました。それにより、与信管理の成熟化が一気に進みました。現在、大手企業では本体の整備は完了し、関係会社の

与信管理体制をどう整えていくか、という段階に  
来ています。

一方で、バブル崩壊以降の失われた20年を打破するために、各企業は海外への進出を加速しています。しかし、商習慣の違いなどから海外で莫大な不良債権を作ったという企業もあります。海外での与信管理をどうし

ていくか、今後の大きなテーマです。

そのような中、押さえておくべき最新トピックスがあります。ひとつは、電子記録債権への対応。2点目は本格的な普及がはじまったABL、つまり動産担保融資、債権担保融資にはどのような影響があるのか。3点目は当協会のメインテーマでもある与信管理スキルの形式知化、与信管理士についてです。そして、先ほどもふれた海外、特にアジアでの与信管理です。これらのテーマについて、パネリストのみなさんとディスカッションを進めていきましょう。

#### テーマ1

### 電子記録債権への対応

メインスピーカー 田中丸 修一 氏

数年前に電子記録債権法がスタートしました。電子記録債権とは、手形と同水準の権利保護に加え、IT技術を使って可視性と安全性を伴う債権制度を構築したもの







です。ここでは全銀協により13年2月から稼働した「でんさいネット（以下、でんさい）」について紹介します。

でんさいは、紙の手形に代替する、より優れた機能を提供することを目的に作られています。13年9月現在、35万社以上が登録。9月単月で1万7千件の「発生」と言われる

処理がされ、債権残高は3,400億円に達しました。10月のデータでは4,500億円と、急激に使用が進んでいます。

現在、国内の全産業の売掛残高200兆のうち、売掛債権残高が180兆円、手形債権残高は20兆円です。この20兆円が、比較的近い時期に電子記録債権に変わっていくだろうと言われていています。一方で、売掛債権は電子記録債権に移行しても、全ての企業にメリットがあるわけではなく、部分的な移行にとどまるだろうと予測されています。経産省の思惑としては50兆円規模にしたいようです。

- でんさいには次のような特徴があります。
- 全銀行参加型
- 手形に変わる機能の提供
- 原則、譲渡禁止特約はない
- 分割譲渡ができる
- 譲渡手続きが簡単

自由に分割し、譲渡ができるというのは電子記録債権ならではの特徴です。また、事前に利用登録が必要なために、反社会勢力を入り口で排除できます。インターネットバンキングによる操作でただちに処理ができ、当然郵送などは必要ありません。銀行間決済も即時行われるので、期日当日に入金されるのもメリットです。取り立て手数料は200円。600円から1,000円する手形と比べて半分以下です。手形の不渡りと同等のペナルティもあります。支払不能処理というもので、2回不渡りを出すと銀行取引停止処分になります。

次に対応すべき点を見ていきましょう。まず、当然のこととして、入金消し込みシステムと業務フローの準備があります。また、取引基本契約の支払い方法や相殺対象債権などを見直す必要があります。

社内の運用ルールも検討が必要です。ジャンプ要請時の対応方針や相殺時のでんさい記録処理方法、支払い不能発生時の対処方法など、会社方針としてどのように臨

むのか、法務も含めて確認をしてください。

懸念されるのが支払不能発生時です。まだ支払不能が発生しておらず具体的な事例を紹介できませんが、電子記録債権には手形訴訟に準じた訴訟手続がなく、一般の民事訴訟法に基づく方法で債務名義の取得が必要になるので注意が必要です。手形のように簡単に債務名義が取れるということは、現段階では期待できません。

なお、でんさいを短期の流動資産として自由に現金化できる仕組みをつくらうとしているのがわれわれの会社です。

菅野：与信管理上、どのように対応していくか、実務家代表の大宮さん、コメントをお願いします。

大宮：手形と同等の効力、仕組みがネット上で享受できますが、事故事例がまだないことと、普及率が高まり50兆円にもなったときに、システム上の問題は本当に大丈夫か、といったところが懸念材料ではあります。

## テーマ2

### ABL（アセット・ベース・レンディング）普及への対応

メインスピーカー 久保田 清 氏

日本では従来、融資は不動産や個人保証に依存する傾向がありました。しかし、企業のバランスシートを見ると、土地よりも売掛債権や動産等、事業収益資産の占める割合が大きい。そこで、事業資産を担保として有効活用するABLが注目されるようになりました。

貸出金の担保の内訳をみると、不動産担保が占める割合が16.4%に対し、動産担保はわずか2.5%です。一方で、企業の総資産1,471兆円のうち、土地は186兆円ですが売掛金と棚卸資産、さらに機械設備等をいれた動産は400兆円にのびます。在庫や棚卸しの活用が今後大変期待されると言われています。

動産評価鑑定にあたっては、評価、管理、処分をセットに進めてきましたが、日本動産鑑定ではさ





## 与信管理士認定試験

メインスピーカー 末松 義章 氏

らにABLトータルサポートプランとして業務支援サービスと、担保動産・売掛債権に対する専用損害保険スキームの紹介もしています。ABL業務支援の一環としてはセミナーを開催するほか、動産評価アドバイザー養成認定講座を作り、369名のアドバイザーが誕生しています。また、通信教育受講者を対象とした動産評価アシスタントアドバイザー試験を14年5月に行う予定です。損害保険については、これまで倉庫から出ると保険が効かなくなりましたが、エンドユーザーに渡るまで適用される保険をご紹介します。

次に、借り手側から見た留意事項をご説明します。ABLでは農産物から機械まで、幅広い資産が担保となるため、活用している企業は2万業種にも上ります。担保となる資産は処分できることが前提ですので、長期滞留在庫や保管が難しいもの、債務者の管理が及ばないもの、陳腐化や劣化が早いもの、爆発物や危険物、真贋の判定が必要なものは適しません。また、譲渡人は法人のみに限定されているのでご注意ください。

動産評価というのは簡単に言うと事業実態の把握であり、企業の在庫がわからずして、なぜ企業診断ができるのかという考えが原点です。この延長線上に、与信管理の仕事がつながってくると思います。

菅野：今後金融機関が本格的に動産を担保にしていくのは、事業会社にとって非常に脅威でもあります。その点についていかがでしょうか。

大宮：まさにその通りですね。ABLは世の流れだし、経済効果があがれば良いのですが、企業の実態が悪いと金融機関と一般の債権者とで競争することになる。ただ、企業そのものを活かしきって価値を高め、将来的に経営の改善につながるのであれば、あるべき姿なのかもしれません。また、このように横断的に動産を評価する仕組みや評価の合理性が高まれば、担保権者も、在庫を抱



える会社も、資産勘定や企業価値が見えやすくなるというメリットがあります。

菅野：動産評価アドバイザーの資格も、事業会社の審査部の人にとってはチャンスではないでしょうか。アドバイザーになることで、逆に脅威と感じていた金融機関の手伝いができるようになるでしょう。

与信管理士認定試験にこれまで259名が受験し、合格率は6.6%です。私は与信管理協会で試験問題委員会の委員長を仰せつかり、公認会計士、実務家、弁護士といった他の委員とともに試験問題を作成しています。また、問題集発行のため準備を進めています。



私は現在大学で教えていますが、もともとは実務家として日商岩井やJR東日本グループで審査、法務、内部監査に携わりました。長年審査をやって感じたことは、審査担当者は裏方であるということです。営業が取引したいと言っても、「No」と言わねばならないこともあります。しかも、会計や経営分析、法務の知識が求められるうえ、情報の収集も必要。割にあわないと感じる方もいらっしゃるでしょう。でも、会社にとっては審査の仕事は重要です。そのように裏方として会社を支える審査部門の方を表舞台に立たせるのが、与信管理士の資格だと思っています。

与信管理士試験に加え、裾野を広げる取り組みとして山形大学と宇都宮大学で与信管理の講義を行いました。さらに私が教鞭をとっている千葉商科大学では、大学院で与信管理の講座を開き、試験を受けてもらい、単位取得者には与信管理士の資格を付与することを計画しています。与信管理の現場にいる実務家のみなさんにも、審査のプロとして一部講座を持っていただきたいと考えています。ご興味がある方はお声をおかけください。

今後も、与信管理士の普及を通じて、裏方から表舞台に立つために尽力したいと考えています。

大宮：私もよく「黒子」と呼ばれていました(笑)。末松先生のおっしゃるように、与信管理、債権管理は経営そのもの。業績が傾いた会社があれば、一緒に立て直すという気持ちでやってきました。そして、立て直したときの喜びは相当なものがありました。与信管理士の普及には、



微力ながら応援したいと思っています。

菅野：補足になりますが、与信管理士認定試験合格対策講座を、商事法務主催で1月22日から全5回で行います。また、大学での授業で使用する与信管理の入門書も執筆しており、今後ますます与信管理士資格を盛り上げていきたいと考えています。

## テーマ4

### 東南アジアでの与信管理

メインスピーカー 古川 エドワード 英太郎 氏

弊社は日本の企業が海外事業を展開する際の事業戦略作りのリサーチや実際の実務、事業をやる際の与信、信用調査サービスを展開しています。今日は注目度の高いASEANのタイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ベトナムの6カ国を見ていきましょう。

一人あたりの名目GDPが3,500ドルを超えると、自動車などの一般耐久消費財が普及されると言われていますが、タイでは5,000ドルに達し、日本の企業も5,500社以上が進出していると言われています。隣のインドネシアではまさしく3,500ドルを超えたところで、ここ1,2年は製造業だけでなく、サービス業の進出が増えています。

マレーシアはGDPが1万ドルをこえ、シンガポールに次いで高い水準の国です。イスラム国家ということで、イスラム教徒が口にするのができるハラルのハブとなっています。シンガポールはアジア・パシフィックの統括地域として、数多くの企業が進出しています。金融インフラも副得て整っているのが特徴です。

フィリピンとベトナムのGDPは3,500ドルに達しませんが、フィリピンはここ数年成長率が高く、消費マーケットとしても注目を浴びています。ベトナムはリーマン・ショック以降日本企業の進出が減りましたが、インドネシアやタイに比べて半分程度という安い労働力を求めて、再度日本企業の進出が増えています。

各国ともにGDPは年平均6%成長しており、日本からは7,000から1万社が進出し、日本人の数も15万人になりました。しかし、与信管理という観点では、経済的なインフラを含め整備が遅れているというのが実情です。情報の整備という点と契約が履行がされやすいかという点から見てみましょう。

マレーシアとタイは情報が揃ってきてはいるものの、まだ問題があります。フィリピンは整備されている情報もあ

りますが、契約履行状況が悪い。ベトナムは、契約は守られる傾向にあるけれど、情報整備がまだされていない。契約履行状況も情報インフラもうまくいってないのがインドネシアです。民間セクターと政府セクターの情報がリンクされておらず、中小企業への貸出も進みません。そういった点を改善

すべく、韓国政府や企業が取り組みを進めています。なお、私どもも日本の与信管理をASEANに広めることを目的に、各国でAssociation of YOSHIN KANRIという協会の立ち上げを進めていく計画です。

ASEAN各国ともにそれぞれ状況が違いますが、多くの企業が進出し、取引が増える中で、情報をどう取ってくるかが重要になります。実際に企業を訪問し、実際に現場を見る。足で情報を取ってくるのがこういった国々では特に大切です。そのような中で、インドネシアでの与信管理体制を見ていただき、実際に企業を訪問する視察ツアーを14年3月に予定しています。実際にどのような与信管理を行っているか、現地の信用調査会社や現在立ち上げようとしているインドネシア協会の人と交流を図って、勉強していただきます。

大宮：インドネシアの視察ツアーに興味を覚えます。与信管理は現場にある、というのが原理原則だからです。海外と取引をする上では情報インフラや商習慣の問題があります。しかし、相手にどのように思われているか、というのも大切な観点です。「この会社から購入しなければ成り立たない。大切にしなければいけない相手」という支払う動機を持ってもらえるか。販売力や購買力といった営業力を持った会社が、真っ先に払ってもらえるプライオリティの高い取引先になるというのも忘れてはなりませんね。

#### 参加者のアンケートを紹介します ①

##### 〈カンファレンス参加の目的・理由〉

- 与信管理における最新の情報収集のため。
- 与信管理士資格に興味があり、与信管理協会第一回目の講演でもあることから。
- 与信管理の平準化に伴う育成環境の確認のため。
- 電子記録債権と動産担保の最新動向に興味があった。



# ポスト金融円滑化法・企業再生最前線

弁護士 松嶋 英機 氏

中小企業金融円滑化法（以下、円滑化法）が2013年3月に終了しました。まずは現状からお話しましょう。同法を利用したのは、30万から40万社。そのうち5万から6万社は企業存続上問題のある会社とされています。しかし実際は、同法を利用する企業はいつ倒産してもおかしくありません。それがなぜ今まで倒産せず、倒産件数が史上最低になっているのでしょうか。

円滑化法の終了でどっと倒産が出ると政府の信用失墜になるし、景気もお悪くなる。そこで、様々な対策が講じられています。まず、金融機関への強力な行政指導です。同法を利用している会社から元本返済の延期申請が来たら極力協力せよ、というのがその内容です。

さらに、47都道府県にある中小企業再生支援協議会に対して、政府はこれまで非常に厳しい再建計画案を要求してきました。しかし、それでは30万、40万という大量の会社を処理できない。そこで、3年間の暫定期間を設けました。

それでもまだすべての会社を救済できません。そこで、認定支援機関を設置し、400億円強の予算をつけました。認定支援機関が再建計画案作成を支援し、銀行にも認めさせる。支援を受ける会社1社につき、300万を上限に国から補助金が出るほか、認定支援機関には200万を上限として国が費用を負担します。認定支援機関の大半は税理士で、1万8千前後できています。

政府の対策で最も重要なのが、金融機関に対する政策です。元本返済の延期申請を認めれば、その会社については不良債権として扱わず、開示する必要もないとされています。金融機関にとってはこんなにありがたいことはありません。しかし、不良債権に変わりはありません。

その他、県単位で再生のためのネットワークを作るなど、政府はあらゆることをして倒産件数が伸びないようにしています。その結果、延べ446万6,849件にのぼる金消契約の元本返済が延期されました。にもかかわらず、何回も元本返済の延長を申請する会社が倒産しはじめています。同法を利用した会社のうち、9月末で1,030件が倒産しました。



## 円滑化法が延長された背景とは？

次に、円滑化法終了後の見通しです。過去に3回延長してきました。現在は事実上3年間の延長を認めたような形になっており、今のところ倒産は増えていません。3回も延長した理由のひとつに、景気回復の問題があります。東日本大震災が発生し、都市計画はまだまだこれからです。さらに参議院選挙に自民党・公明党が勝つためには同法を延期して倒産を食い止めなければならない。さらに消費税アップも決まりました。政権の支持率維持のためにも、倒産を増やすことはできない。

金融機関にとっても、同法を利用した会社は正常債権としていいわけですから、渡りに船です。地域金融機関といわれる第一地銀、第二地銀、信金、信組などは経営内容が悪い。13年は株価があがってきましたが、これが元に戻ったら金融再編は避けられないというのが一般的な見方です。

同法を利用する企業も、3年の間に抜本的な再生計画案を作れと言われても出来る状況ではありません。そもそも、元本返済を1年延期して資金繰りが楽になる間に再生計画を作れ、ということでしたが、売上は伸びないし、コストダウンする余地もない。こういった理由で、延長せざるを得ないというのが現状です。

## 今後倒産は増えるのか？

円滑化法により、倒産件数が減ったのは非常に良いことです。リーマン・ショック後の状況を考えるとやむを得ない点もあったと思います。景気回復の傾向にも寄与しました。しかし、同法により、企業体力が消耗しています。



金融機関は元本返済の延期を申請されたらそれを認めはしますが、実態としては破綻懸念先なので、新規の融資はしません。融資がなければ新しいビジネスをおこしたり、何かを強化したりすることはできない。経営内容が悪く、どんどん体力が消耗していつているのです。

また、企業のモラルハザードが発生しています。安易に元本返済を猶予するために、経営努力をしなくなります。これは金融機関にもあてはまります。金融機関は不良債権をきちんと処理をして、良いところにはリスクをとってでも助けないと地域経済は活性化しません。不良債権としての開示は必要ないとはいえ、実質不良債権なので引当金は十分に積むように金融庁は言っていますが、それに応えることができないほど体力がなくなった金融機関もあります。融資先の会社が倒産すれば、4割、5割カットを要求されかねません。引当金を十分積んでない金融機関は、決算が相当悪くなってしまうので、今の状態が続くほうがいいわけです。金融機関自体がモラルハザードに陥っています。

では、いつ頃から倒産が増加するのでしょうか。これが一番の問題です。今は景気が回復していることに加え、14年の4月に消費税が8%になることもあり、駆け込み需要で消費が旺盛です。しかし、消費税があがったらダウンと落ちこむでしょう。それにより、倒産も徐々に増えると考えています。消費税10%になれば、倒産件数はさらに増えるでしょう。

金融庁は金融機関に対して、不良債権を売却するなど指導をしているようですが、14年4月には円滑化法終了から1年経つということもあり、また銀行の景気もいいので不良債権を処理していく可能性があります。

さらに、地銀の再編が加速することにより、倒産が増えるのではないかと考えています。不良債権を持ったまま統合しても意味がない。そこで、不良債権をサービサーに売ったり、法的手続きを取らざるを得なくなるでしょう。

## 倒産後の取引債権の保護について

最後に与信管理と取引債権保護について説明しましょう。事業再生ADRや地域経済活性化支援機構、RCC(整理回収機構)、中小企業再生支援協議会など、法律に基づいてはいますが、私的手続きに分類されます。私的手続きは原則として取引債権を対象にしないので、売掛金や工事代金などは保護されます。取引先に「支払いを延期してください」と言ったら、その企業とは誰も従来どおりの取引はしなくなり、事業継続が困難になってしまうからです。

では、私的整理がうまくいかず、法的整理に移行した場合、融資金や新しく取引した債権はどうなるのでしょうか。

民事再生法と会社更生法の条文により、少額債権は弁済許可がとれます。JALなど、前段階として事業再生ADRをやっていた例では、取引債権は全て保護されています。ただし、取引を継続するのが条件です。

一方、破産になると10億の債権も10万の債権も法律上全く平等に取り扱われます。なお、営業譲渡で第二会社を作る場合は、取引債務は営業の継続に必要なため、債務引受をさせて、結果的に全額支払うことになります。

私的整理中にお金を貸すプレディップファイナンスというのがあります。その後民事再生になった場合、事業の再生にどうしても必要な融資であったと確認がとれば再生計画案、更生計画案で認めることになっています。これがあるので、コンプライアンスに違反することなく融資することができます。

最後に社債についてです。会社法706条により、社債権者集会で元本をカットする手続きはできないと解釈されてきました。かといって社債権者を探し出し、交渉するのは難しい。そのため、私的整理では社債は対象にはしませんでした。ところが、それはおかしいのではないかという意見が多数出ました。公募社債を引き受けているのは機関投資家で、金融機関と同じですから、社債権者集会の多数決でカット出来るようにしないと、私的手続きが進まない、という意見です。会社法の権威である江頭憲治郎先生の働きかけもあり、事業再生ADRは産業競争力強化法56条、57条、REVICは株式会社地域経済活性化支援機構法34条の2、34条の3が追加され、社債権者集会で社債の元本を減免する決議を行うことができるようになりました。

倒産が増えることで、今後ますます審査部門の方の役割は非常に大きくなっていくでしょう。

### 参加者のアンケートを紹介します ②

#### 〈プログラム等についてのご意見、ご感想、 今後取り上げるべきテーマについて〉

- いずれも学ぶことの多いものでした。
- 松嶋先生の講演の内容、特に日本の倒産法制の図に感銘をうけました。
- でんさいやABLのような個別テーマは、また次回以降に十分な時間を取って、そのメリットや特徴等を講義いただければと思います。今後、管理手法等を問われる海外での与信については、中国やベトナムといった特定の国にテーマを絞って再講演いただきたいです。
- 動産の評価理論などがあれば聞きたい。
- 粉飾決算等の事例、手口等が知りたい。

## 平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)会費納入のお願い

日頃より当社団法人の運営に対しまして、ご支援・ご協力いただき誠にありがとうございます。

私たちの活動は、皆様の会費に支えられています。今後、活動をさらに広げていくためにも、引き続き会員継続と会費の納入をお願い申し上げる次第です。年会費は下記の通りです。既にこの通知前に納入の際にはご容赦ください。

当法人におきましては、引き続き様々な分野で活躍する与信管理実務担当者を支援し、企業・学術機関との多様なネットワークの拠点づくりと、与信管理に関する知識を広く一般に普及させる活動に邁進する所存です。会員のみなさまの益々のご支援・ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

### <年会費>

- ・個人会員 一口 10,000円
- ・法人会員 一口 50,000円
- ・協賛会員 2口以上(一口 50,000円)

### <振込先>

以下の口座へのお振込をお願いいたします。

金融機関名 三井住友銀行 本店営業部

口座番号 普通 2654002

口座名義 一般社団法人 与信管理協会

(イツパンシヤダンホウジン ヨシンカンリキヨウカイ)

### <期限>

平成26年4月30日(水)

※恐れ入りますが、振込み手数料は会員様負担にてお願いいたします。

## 新規会員募集

当社団法人では、新規正会員(個人・法人・協賛)を広く募集しております。皆様のお近くで当法人にご興味のある方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介願います。入会手続きについては当社団法人のホーム・ページをご参照ください。その他詳細は、事務局(03-6214-0368)までお気軽にお問い合わせください。

## 新協賛会員のご紹介

法人会員として2口以上入会していただいている新規協賛会員様をご紹介します。

協賛会員は、当協会の様々な媒体での広告宣伝やロゴの使用が可能等の特典がございます。協賛会員にご関心のある方は、協会事務局(電話:03-6214-0368)までご連絡願います。

|          |           |
|----------|-----------|
| 株式会社商事法務 | 株式会社ワードオン |
| 株式会社糸川印刷 | (入会順)     |

### 編集後記

- ▶盛りだくさんの内容となったクレジット・カンファレンス。参加された方が熱心に聞き入っているのが印象的でした。(編集担当 平野多美恵)
- ▶来年度は関西支部の立上げを計画しています。関西の与信管理関係者の皆様に多数ご参加いただきたいと考えております。(菅野)

- ▶第2号は、クレジット・カンファレンスの様子を余すことなくお伝えする内容の濃いものとなりました。次回のクレジット・カンファレンスも絶賛企画中です。ご期待ください。(内田)

- ▶写真撮影:山本会里



一般社団法人 与信管理協会  
The Association of Credit Management-Japan  
URL: <http://www.acm-j.org/>

〒100-0004  
東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル2階  
(リスクモンスター株式会社内)  
TEL: 03-6214-0368 FAX: 03-6214-0366